

京都市告示第 20 号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、京都市立京北病院の業務に係る公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成20年4月1日

京都市長 門川 大作

受託者名	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社 ニチイ学館	京都市立京北病院の業務に係る使用料等の徴収事務	平成20年4月1日から 平成21年3月31日 まで

(京都市立京北病院)